

## 相模原事件と結びつけられた優生思想

# 発達保障の道

～歴史をつなぐ、社会をつくる

## 【第2回】

相模原事件と「再発見」された優生思想に向き合う



金沢大学  
河合 隆平

かわい りゅうへい

1978年福井県生まれ。金沢大学准教授、全著書に『発達保障ってなに?』共著(全障研出版部)など。

2016年7月、施設に暮らす障害の重い人びとを殺傷した相模原事件。戦後最悪ともいうべきこの殺傷事件をどう考えたらよいか、いまだに語るべき言葉がみつからない人も少なくないと思います。容疑者青年は、障害の重い人を「不幸」な存在と決めつけ、人類の平和と繁栄のために「安楽死」させることのできる社会を理想としていました。そして青年自身が働く施設で、言葉を交わすことのできない「重度障害者」を選び出し、その生命を奪ったのです。彼の動機と犯行は優生思想そのものだ。多くの人がそう感じたのではないでしようか。

優生思想とは、人間の生まれつきの生物学的特質に優劣をつけて、「強く優れた人」が多く生まれることを促し、病気や障害があり「弱く劣った人」が生まれるのを防ぐという思想の総称であり、行き着くところは「生きるに値するか/しないか」という生命の序列と選別です。生殖を人為的にコントロールして「質のよい人間」を作り出すことを研究する優生学が、「優生手術」(不妊手術・断種)などの技術開発を進めてきました。

20世紀に入つて国際的な広がりをみせる優生思想・優生学は、その現れ方や事態の展開は多様ですが、「科学的」装いのもとに人間の差別や抑圧を助長し、人間の幸福と社会の利益を増進するという名目で多くの命を犠牲にしてきました。そして、遺伝医療や生殖医療の進展が著しい今日、「健康な子どもが生まれてほしい」という自体では否定しにくい願望が出生前診断などの先端医療技術を通じて徹底されていくことで、障害や病気のある人びとの生命の選別と排除へと結びついてしまう事態が私たちの身近なところで着実に進んでいます。

「内なる優生思想」といわれる問題です。

## 「再発見」される優生思想・優生学の歴史

「優生思想」の名のもとに主張されたことや行われたことは、国や地域によって、またその時々の政治や文化の状況によって多様であり、その歴史像も時代とともに変化してきました(米本昌平ほか、2000)。

ナチス断種法として知られるナチスドイツの「遺伝病子孫予防法」(1933年)は、本人同意を原則としつつ、遺伝性の知的障害や精神障害があり「低価値者」とみなされた人への強制断種を認めた法律です。ナチスでは、徹底した断種政策により精神病院から対象の患者が一掃されてしまつたため、強制断種から障害のある人を直接かつ大量に抹殺する安楽死計画(T4作戦)へと密かに移行していったのです。こうしたナチスによる優生政策の暴力性と犠牲規模の大きさゆえに「優生思想=ナチス=極悪」というイメージが作られてきましたのでしょう。ところが、スウェーデンやノルウェーといった「福祉先進国」においても、1930年代から50年代にかけて、同じく本人同意の原則のもと、知的障害や精神障害のある人びとの実質的な強制断種が公然となされています。20世紀末に注目されたこのスキヤンダルな歴史は、国民の人権と福祉・教育・医療を手厚く保障することで社会の安定・維持をはかるうとする福祉国家と優生思想の不可分な関係性を物語っています。

相模原事件とナチスの安楽死計画が結びつけられたよう、優生思想・優生学は歴史的記憶として「再発見」されることで、社会問題として繰り返し突きつけられてきました。その批判の力点は、国家権力による強制や人権の蹂躪から、産むことの自己決定にかかる個人の自由と権利の問題へと次第に移動してきました。

優生思想・優生学の問題をナチスに結びつけてその非人道性のみを断罪する歴史認識は、過去のものとなって

## 「優生保護法」から「母体保護法」へ ～葬り去られた過去～

日本はどうでしょうか。何よりも、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護する」という目的を掲げた「優生保護法」(1947年制定)のもとで、遺伝性疾患、ハンセン病、精神障害、知的障害のある人びとが子どもを産めないようによる強制断種が、約20年前まで合法的に行われていた事實を忘れてはなりません。

優生保護法は、1999年に突如として「母体保護法」に改正されます。法律の名称から「優生」の文字が消え、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」という目的と強制断種の規定が廃止されたのです。改正の理由は、表向きは「法律のなかの優生思想に基づく部分が、障害のある人びとの差別をもたらしている」というものでした。しかし、実際には優生保護法に対する国際的非難の高まりが政府関係者をあわてさせたこと、ハンセン病患者への強制断種を合法化してきた「らい予防法」(1953年制定)が1996年に廃止され